



熊労発基 0312 第 3 号
平成 25 年 3 月 12 日

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会
熊本県支部長 殿

熊本労働局長



特定自主検査業務の適正な実施の徹底について（要請）

労働安全衛生法第 96 条第 3 項の規定に基づき、当局管内の登録検査業者に対し、特定自主検査業者としての業務について監査指導を実施した結果、今般、検査資格を有しない者による特定自主検査を行っていた登録検査業者が貴支部の会員事業場において認められたところです。

これにより、この登録検査業者に対し、同法第 54 条の 6 第 2 項に基づく行政処分である、2 か月間の業務停止処分を行いました。

については、同種違反の再発防止のため、貴支部の全ての会員に対し特定自主検査業務の適正な実施の徹底について万全を期すよう要請いたします。